

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2013-500513(P2013-500513A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-521725(P2012-521725)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/02 (2012.01)

G 09 F 19/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 2 6

G 09 F 19/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月22日(2013.7.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューター実行可能命令が具体化された1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実行されると、広告を最適化する方法を実行し、前記方法が、

広告主から、前記広告に含める少なくとも1つのアセットと、前記広告を制御する少なくとも1つのルールとを含むダイナミック・クリエーティブを受信するステップと、

ターゲット・デバイスから広告コールを受信するステップと、

前記広告を受信する前記ターゲット・デバイスについてのデバイス情報にアクセスするステップであって、前記デバイス情報が少なくとも前記ターゲット・デバイスの画面サイズを含む、ステップと、

前記広告コールの受信に続いて、前記広告が前記ターゲット・デバイスに対し最適化された1組のクリエーティブ・エレメントを含むように、ユーザーに提示する前記広告を作成するステップであって、前記1組の最適クリエーティブ・エレメントが、前記少なくとも1つのアセットを含み、前記デバイス情報に基づいて前記ターゲット・デバイスに対しカスタム化され、リアルタイムで作成された前記広告は、前記ターゲット・デバイスの前記画面サイズに基づき、かつ前記広告を作成した広告コンポーネントから前記ターゲット・デバイスへ直接伝達される、ステップと、

前記広告を、前記1組の最適クリエーティブ・エレメントと共にユーザーに提示するステップと、

を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項2】

請求項1記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記ダイナミック・クリエーティブが、更に、ターゲット行動情報、ターゲット人口統計情報、または双方を含むターゲット聴衆の指示を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項3】

請求項1記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記少なくとも1つのルールが、前記広告のフォーマット、前記広告のレイアウト、前記広告のサイズ、またはそ

の組み合わせを制限する、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項4】

請求項1記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記少なくとも1つのアセットが、テキスト、少なくとも1つのビデオ、または少なくとも1つの画像を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項5】

請求項1記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、更に、1組の最適クリエイティブ・エレメントを複数のターゲット・デバイスに伝達するステップを含み、各組の最適化クリエイティブ・エレメントが、前記複数のターゲット・デバイスにおける各ターゲット・デバイスに対しカスタム化されている、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項6】

請求項1記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、デバイス情報が、更に、関連したユーザー、バッテリー容量、機能的能力、および動作性能能力を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項7】

コンピューター実行可能命令が具体化された1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実行されると、広告を最適化する方法を実行し、前記方法が、

ターゲット・デバイスにおいてアプリケーションを実行するステップと、
前記ターゲット・デバイスから広告コールを伝達するステップと、
前記ターゲット・デバイスにおいて、1組の最適クリエイティブ・エレメントを含むカスタム化広告を受信するステップであって、前記1組の最適クリエイティブ・エレメントが、前記ターゲット・デバイスと関連したデバイス情報およびアプリケーション情報を使って、前記ターゲット・デバイスおよび前記アプリケーションに対しカスタム化され、前記カスタム化広告は、前記広告コールの前記伝達に続いてリアルタイムで作成され、前記ターゲット・デバイスの前記画面サイズに基づき作成された前記カスタム化広告は、前記カスタム化広告を作成した広告コンポーネントから前記ターゲット・デバイスへ直接伝達される、ステップと、

を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項8】

請求項7記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記デバイス情報が、前記ターゲット・デバイスの画面サイズ、前記ターゲット・デバイスと関連したユーザー、前記ターゲット・デバイスと関連したバッテリー容量、前記ターゲット・デバイスの機能的能力、前記ターゲット・デバイスの動作性能能力、またはその組み合わせを含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項9】

請求項7記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、更に、前記ターゲット・デバイスの画面サイズに対しカスタム化されているプレース・ホルダー広告を受信するステップを含み、前記プレース・ホルダー広告が、前記カスタム化広告を受信したときに、置き換えられる、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項10】

請求項7記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記1組の最適化創造エレメントが、更に、前記ターゲット・デバイスと関連したユーザーの人口統計情報、前記ターゲット・デバイスと関連したユーザーの行動情報、またはその組み合わせを使ってカスタム化されている、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項11】

請求項7記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記ターゲット・デバイスが、

移動体電話機と、

パーソナル・データー・アシスタントと、

テレビジョンと、
を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 1 2】

請求項 7 記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記アプリケーション情報が、前記アプリケーションの名称、前記アプリケーションの主題、および前記アプリケーションの広告制限を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項 1 3】

コンピューター実行可能命令が具体化された1つ以上のコンピューター記憶媒体であって、前記コンピューター実行可能命令が実行されると、広告を動的に作成する方法を実行し、前記方法が、

広告主から、複数のクリエーティブ・エレメントを含むダイナミック・クリエーティブを受信するステップであって、前記複数のクリエーティブ・エレメントが、

(i) 前記広告のフォーマット、レイアウト、およびサイズを制限する少なくとも1つのルールと、

(i i) 前記広告に含める少なくとも1つのアセットと、

(i i i) 人口統計情報、行動情報、または双方に基づく少なくとも1つのターゲット聴衆要件と、

を含む、ステップと、

ターゲット・デバイスから第1広告コールを受信するステップであって、前記第1広告コールが、前記第1広告コールの時点で前記ターゲット・デバイスにおいて実行されている第1アプリケーションと関連した、ステップと、

前記ターゲット・デバイスと関連したデバイス情報にアクセスするステップであって、前記デバイス情報が、前記ターゲット・デバイスと関連したユーザー、前記ターゲット・デバイスの画面サイズ、および前記ターゲット・デバイスの機能的能力を含む、ステップと、

前記第1広告コールの時点で前記ターゲット・デバイスにおいて実行されている前記第1アプリケーションと関連した第1アプリケーション情報にアクセスするステップであって、前記第1アプリケーション情報は、前記画面サイズの第1の所定の割合を広告が占めるのを前記第1アプリケーションが可能にすることを示す、ステップと、

前記ダイナミック・クリエーティブ、前記デバイス情報、および前記画面サイズの前記第1の所定の割合を広告が占めるのを前記第1アプリケーションが可能にすることを示す前記第1アプリケーション情報に基づいて、第1カスタム化広告が前記ターゲット・デバイスおよび前記第1アプリケーションに対し最適化された第1組のクリエーティブ・エレメントを含みかつ前記第1アプリケーションが判定した前記画面サイズの前記第1の所定の割合を占めるように、前記第1カスタム化広告を作成するステップであって、前記第1組の最適クリエーティブ・エレメントが、前記少なくとも1つのアセットを含み、前記ターゲット・デバイスおよび前記第1アプリケーションに対しカスタム化されている、ステップと、

前記第1組の最適クリエーティブ・エレメントを含む前記第1カスタム化広告をユーザーに提示するステップと、

前記ターゲット・デバイスから第2広告コールを受信するステップであって、前記第2広告コールが、この第2広告コールの時点で前記ターゲット・デバイスにおいて実行されている第2アプリケーションと関連し、前記第2アプリケーションが前記第1アプリケーションとは異なる、ステップと、

前記ターゲット・デバイスと関連したデバイス情報にアクセスするステップと、

前記第2広告コールの時点で前記ターゲット・デバイスにおいて実行されている前記第2アプリケーションと関連した第2アプリケーション情報にアクセスするステップであって、前記第2アプリケーション情報は、前記画面サイズの前記第1の所定の割合とは異なった前記画面サイズの第2の所定の割合を広告が占めるのを前記第2アプリケーションが可能にすることを示す、ステップと、

前記ダイナミック・クリエティブ、前記デバイス情報、および前記画面サイズの前記第2の所定の割合を広告が占めるのを前記第2アプリケーションが可能にすることを示す前記第2アプリケーション情報に基づいて、第2カスタム化広告が前記ターゲット・デバイスおよび前記第2アプリケーションに対し最適化された第2組のクリエティブ・エレメントを含みかつ前記第2アプリケーションが判定した前記画面サイズの前記第2の所定の割合を占めるように、前記第2カスタム化広告を作成するステップであって、前記第2組の最適クリエティブ・エレメントが前記少なくとも1つのアセットを含み、前記ターゲット・デバイスおよび前記第2アプリケーションに対しカスタム化されている、ステップと、

前記第2組の最適クリエティブ・エレメントを含む前記第2カスタム化広告をユーザーに提示するステップと、
を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項14】

請求項13記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記少なくとも1つのアセットが、テキスト、少なくとも1つのビデオ、または少なくとも1つの画像を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。

【請求項15】

請求項13記載の1つ以上のコンピューター記憶媒体において、前記第1および第2アプリケーション情報が、前記アプリケーションの名称および前記アプリケーションの広告制限を含む、1つ以上のコンピューター記憶媒体。